



# 2024年インド国家予算案

政策の変更・新案の概要、直接税および間接税、その影響および経済指標



# Index

03

前書き

04

政府歳入・歳出

05

予算案概要

06

税制改正

直接税・間接税

12

商業および貿易

14

影響

15

直近の改正事項

18

経済指標

本書のご利用は弊社関係者及びお客様に限ります。

弊社は、本書に記載された情報が信頼できる情報源から入手され、正確性を保証するために、必要な手段を講じています。しかし、法律、税務、会計、その他の専門的なアドバイスを与えることを意図したものではありません。特定の問題に対しては、事前に適切なアドバイスを受けることを推奨いたします。

# 前書き



**Ajay Sethi**  
Managing Partner

E: [ajay.sethi@asa.in](mailto:ajay.sethi@asa.in)

## 雇用、技能向上、MSMEs、中間層

この待望の予算案は、シタラマン財務相をインド予算の連続最多記録という歴史的なリーグに押し上げた。シタラマン財務相は、2020年の最長演説記録も保持している。今回の予算案は、経済調査の結果に深く依存している。また、将来的な意図をより強く打ち出しているとも言えるが、今年度のいくつかのアクションは、その真剣さを示している。冒頭では、世界的な不確定要素が足かせになる可能性があるかと断じている。

今回の予算案で重点が置かれているのは、農民、貧困層、若者、女性だ。これらは、農業、雇用、包括的開発、製造・サービス、都市開発、エネルギー、インフラ、イノベーション、研究開発、次世代改革という9つの優先事項が背景にある。将来の予算はこれらから方向性を導き出すだろうが、その種はここに蒔かれつつある。

雇用、教育、技能向上には1.48兆ルピーが割り当てられ、この資金を活用するためのさまざまな計画も用意されている。その中でも、インドのトップ500社で1,000万人の若者を対象としたインターンシップ・プログラムは興味深い。その費用を賄うため、政府は金銭的支援を行い、企業はそれに見合うCSR支出を行う。コンプライアンス・マトリックスに新たな次元が加わることになる。農業は、革新的な研究を通じて生産性を向上させることに明確な焦点を当て、1.52兆ルピーを獲得する。この計画では、農家を自然農法に移行させ、豆類や油糧種子の生産・貯蔵・販売における自給自足に焦点を当て、デジタル技術を導入することなどが挙げられている。インフラ整備のための資本支出は、全体的な配分の中で当然のことながら重要な位置を占めているが、11,11,111 crore(11.11兆ルピー)という数字自体が魅力的だ!

特に関心が高いのは、国内生産、重要鉱物のリサイクル、重要鉱物資産の海外獲得を推進する重要鉱物ミッションである。私たちの将来のエネルギー需要や製造能力は、このような鉱物に大きく依存しており、これは確かに注目に値する。観光業は引き

続き注目されており、クルーズ観光は特別に言及され、外国人クルーズオペレーターは推定税の恩恵を受けることができる。拡大し続けるホリデーリストにまた新たな一面が加わった!予想通り、現政権の連立パートナーは特別に言及されている。ビハール州とアンドラ・プラデシュ州は、手厚い割り当てとインフラ開発の支援を受け、主要な産業用通路に付随する産業用ノードとして重要な恩恵を受けている。

GST税制を合理化する一方、直接税の源泉徴収率の合理化、外国企業への課税の軽減、エンジェル税と均等割の廃止を直ちに行うという将来の約束が与えられている。個人税率にわずかな変更があるが、これは主に中間層を支援するものである。上場株式のキャピタルゲイン税率が引き上げられたが、その影響はごくわずかである。金とプラチナの関税引き下げと、太陽電池とパネル製造のための資本財への免税措置がプラスに働こう。

さらに、外国投資家にシグナルを送るため、セーフハーバーの範囲が拡大され、移転価格評価手続きが合理化されるとともに、税務上の確実性が提供され、潜在的な訴訟が減少する。以前の恩赦制度である Vivaad se Vishwas Scheme は、紛争や訴訟を解決するために再導入される。同様の方向で、過去の税務案件を再開する際の時効が現在の10年から5年に短縮される。

インドが、修理のために持ち込まれた物品の輸出期間を延長したり、保証の下で修理された物品の再輸入期間を延長したりすることで、国内の航空および海運における有望なMROセクターを促進するために積極的な関心を寄せていることは興味深い。

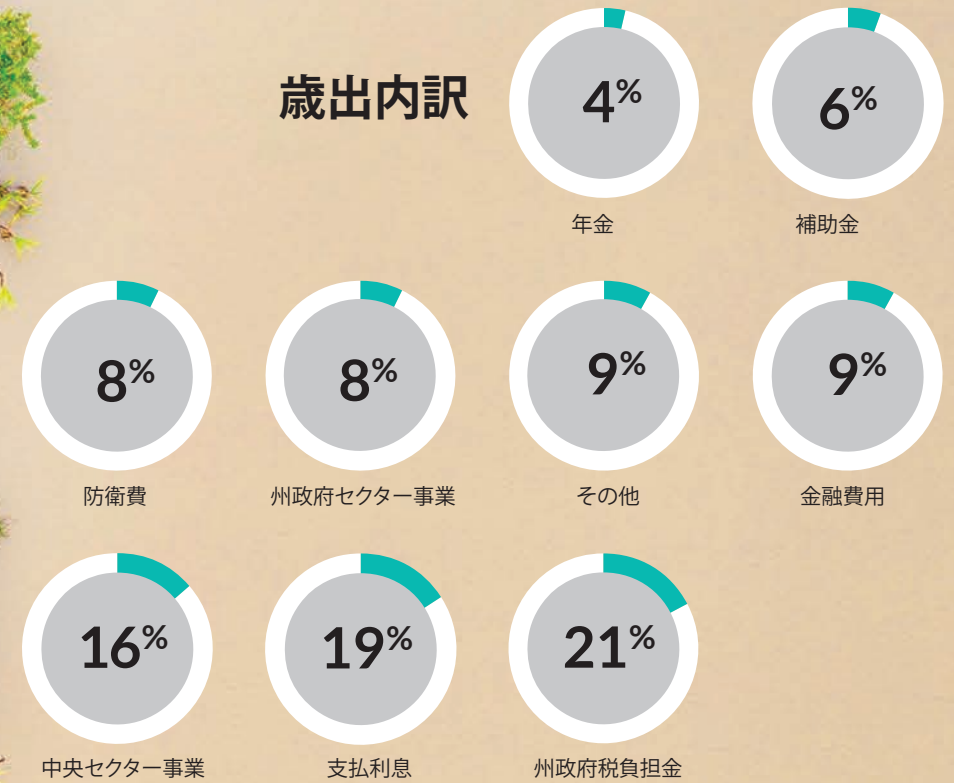
最後に、経済が堅調に成長し続けることを願いつつ、モディ政権が計画的に財政赤字を削減し、今年度は4.9%、来年度は4.5%以下を目指したことは評価したい。モディ政権は今期で3期目を迎え10年以上も政権を担っていることになるが、世界的なムードもインドに有利に働いているので、新しい任期での成功を祈りたい。

# 政府歳入/歳出

## 歳入内訳



## 歳出内訳



# 予算案概要



## 直接税

- 所得税法、包括的な見直しを実施
- エンジェル税制の撤回
- キャピタルゲイン課税構造の簡素化
- 紛争解決スキームの再導入
- 2%の平衡税 (Equalization Levy) を撤回



## 間接税

- アムネ스티条項導入
- 要求および回収規定の合理化
- 特定年度に係るITCの請求が認められる
- GST補償セス、SEZユニットによる輸入を免除
- 修理・返品のために輸入された特定貨物の再輸出のための期間延長



## 商業および貿易

- 焦点: 雇用と技能、人材、インフラストラクチャー
- 宇宙分野に特化したベンチャーキャピタルファンド設立へ
- C-PACE、LLPの自主廃業に適用拡大へ
- EPFOによる雇用者と被雇用者への奨励金



## 社会的政策

- インド東部諸州における道路整備
- MSMEsへの恩恵



## 経済指標

- FY 2023-24年度のGDPは8.2%増
- CPIベースのヘッドラインインフレ率5.4%
- 外貨準備高は6,464億2,000万米ドル
- 石炭、天然ガス、石油精製製品、鉄鋼、電力などの基幹産業の増産



# 税制改正

## 直接税および間接税

このセクションでは、2024年7月23日に財務大臣が行った直接税と間接税に関する重要な提案を要約する。2024年財政法案の直接税に関する規定は、通常、2024年4月1日に開始する会計年度(2025-26会計年度)に適用されるが、間接税に関する規定は、別段の定めがない限り、直ちに適用される。財務大臣は、別法案を通じてさらなる修正を提案する可能性がある。

*The proposals contained in the Finance Bill are subject to ratification by the Parliament*

# 直接税

## 所得税

- 個人およびHUFの基本税率は旧体制と変わらない。新体制で強化された所得税率は以下の通りである。

旧制度		新制度 <sup>2</sup>		
所得範囲 (₹)	税率 (%)	所得範囲 (₹)		税率 (%)
		FROM	TO	
Upto 250,000 <sup>1</sup>	Nil	Upto 300,000	Upto 300,000	Nil
250,001-500,000	5	300,001-600,000	300,001-700,000	5
500,001-1,000,000	20	600,001-900,000	700,001-1,000,000 <sup>3</sup>	10
		900,001-1,200,000	1,000,001-1,200,000	15
1,000,001 & above <sup>3</sup>	30	1,200,001-1,500,000	1,200,001-1,500,000	20
		1,500,001 & above <sup>4</sup>	1,500,001 & above <sup>4</sup>	30

<sup>1</sup>60歳および80歳に達した個人の免税限度額は、それぞれ30万ルピーおよび50万ルピーで変更なし。

<sup>2</sup>個人、HUF（ヒンドゥー未分割家族）、共同体（協同組合を除く）、団体、および人工的人格に対する税額控除の限度額は、新しい制度の下で70万ルピーのまま据え置き

<sup>3</sup>サーチャージは、所得が500万ルピーから1000万ルピーを超える場合は10%、所得が1000万ルピーから2000万ルピーを超える場合は15%、所得が2000万ルピーから5000万ルピーを超える場合は25%、所得が5000万ルピーを超える場合は37%に据え置かれる。

<sup>4</sup>新体制でもサーチャージの上限は25%に据え置き

- パートナーシップ企業、地方自治体、協同組合の税率は変更なし。協同組合の場合、所得が1000万ルピーを超える場合には7%、1億ルピーを超える場合には12%のサーチャージがそれぞれ課される。他のすべての場合、所得が1000万ルピーを超える場合には12%のサーチャージが課される。

- 国内法人の法人税率は据え置き。外国法人の税率は引き下げられた。

法人形態	税率 (%)	
	FROM	TO
国内法人 <sup>1</sup>		
▶ 特定の売上高／総収入限度額	25 <sup>2</sup>	25 <sup>2</sup>
▶ その他	30	30
外国法人	40 <sup>3</sup>	35 <sup>3</sup>

<sup>1</sup>所得がそれぞれ1,000万ルピーおよび1億ルピーを超える場合、課徴金は7%および12%に据え置かれる。

<sup>2</sup>低税率の恩恵は、2022-23会計年度の売上高または総収入が40億ルピー以下の企業に適用される。

<sup>3</sup>所得が1,000万ルピーを超える場合は2%、1億ルピーを超える場合は5%とする。

- 優遇税制スキームは据え置きだが、期限は延長されない。

法人形態	税率 (%)
国内企業および協同組合 <sup>1</sup>	
▶ 新規製造企業	15 <sup>2</sup>
▶ 新規製造開始協同組合	15 <sup>2</sup>
▶ その他	22

<sup>1</sup>第 VI-A 章の各規定に基づく控除は、譲許税率を利用するために制限される。10%のサーチャージ。

<sup>2</sup>2019年10月1日以降に登記された企業、および2023年4月1日以降に設立され、2024年3月31日以前に製造（発電を含む）または生産を開始した協同組合に限り、一定の条件付きで適用される。

## 給与所得

- 新制度では基礎控除額が5万ルピーから7万5,000ルピーに引き上げられた。

## 事業および専門職の所得<sup>1</sup>

- 非居住者であるクルーズオペレーターの内国収益には20%の推定税が適用される。非居住者であるクルーズオペレーターが海外の子会社に支払うリース料もインドでは非課税。
- 会社のパートナー報酬の請求に関する規定限度額が改定された。最低限度額が従来の15万ルピーから30万ルピーに引き上げられた。

## キャピタルゲイン

- キャピタルゲイン課税の現行スキームが見直された。:
  - ▶ 資本資産全体に適用される統一された保有期間。
    - 12カ月以上保有する上場証券はすべて長期とみなされる。
    - 24カ月以上保有するその他の資産はすべて長期とみなされる。
  - ▶ 資本資産カテゴリー間で税率を合理化:
    - 上場株式・証券に対する短期キャピタルゲイン (STCG) 税率が15%から20%に引き上げられた。

- 長期キャピタルゲイン(LTCG)税率は、スラブ税率で課税される非上場bond(担保付きの債権)と非上場debenture(無担保の債券)を除き、資産カテゴリー全体で12.5%が適用される。2001年4月1日より前に保有されていた動産を除き、インデクセーション・ベネフィットが廃止される。

▶ 上場株式および証券に対する STT の LTCG に対する免税は 12.5万ルピーに引き上げられた。

- 個人またはHUF以外の納税者が、贈与、遺言、または取消不能の信託に基づき資本資産を譲渡した場合、その譲渡についてはキャピタルゲイン免除は受けられない。

### その他の源泉からの所得

- 時価を超える資本注入に対する課税を示唆するエンジェル税制は撤回される。
- インド企業による自社株買いは、現在、株主の手元では配当として課税対象となる。従って、会社は買い戻しの対価に対して適用される税率で源泉徴収を行う。会社が買い戻した株式のコストは、キャピタル・ロスとして株主の手元に残り、既存または将来のキャピタル・ゲインと相殺することができる。

### 控除

- 第80CCD条に基づく年金制度への雇用主拠出金は、新制度により従業員給与の14%まで控除可能となった。
- 新制度では、家族年金について最高2万5,000ルピーの控除強化が受けられる。

### 源泉徴収税/税金の徴収

- 2024年7月23日より、非居住者に生じるキャピタルゲインに対する源泉徴収税率が合理化された。

収入の性質	税率(%)	
	FROM	TO
特定資産以外の資産に対する非居住インド人のLTCG	10	12.5
上場株式にかかるLTCG	10	12.5
上場株式およびUTIのユニット以外の資産に対するLTCG	20	12.5
上場株式にかかるSTCG	15	20

- 居住者への支払いに対する源泉徴収率も合理化された

特記項目	税率(%)	
	FROM	TO
以下のような支払い ▶ 保険手数料(会社以外) ▶ 生命保険契約 ▶ 手数料または仲介料(宝くじの販売を含む) ▶ 個人またはHUFによる家賃およびその他の一定の金額	5	2
電子商取引事業者から電子商取引参加者への支払い参加者	1	0.1
投資信託またはインド投資信託による投資口の買戻し	20	Nil

- 2万ルピーを超えるパートナーの給与、報酬、コミッション、ボーナス、利子に対する10%の源泉税。
- 価格が100万ルピーを超える特定贅沢品の販売については、売主が1%の税金を徴収する。

- 四半期申告書の提出期限内に TDS/TCS の全額が支払われた場合、訴追されない。
- 納税年から6年間、または修正申告書を提出した年から2年間が経過した後は、TDS/TCSの控除または徴収を怠ったとして債務不履行に問われることはない。
- TDS/TCS明細書の訂正は年度末から6年以内に行うこと。

### 紛争解決スキーム(VIVAD SE VISHWAS SCHEME) 2024年

- 2024年7月22日時点で係属中の不服申立てを解決するための紛争解決スキームが導入された。このスキームにおける和解と譲歩の方法は、納税者による控訴の金額、係属期間、和解の日付に連動している。

控訴の状況	支払額 (係争額に対する割合%)	
	2024年12月31日以前	2025年1月1日以降、最終期日まで
滞納税額が納税者による量的不服申し立てによるものである場合		
2020年1月31日以降の上訴	100	110
2020年1月31日までの上訴	110	120
税金の滞納がその他の事項(利息、違約金、手数料)に関するものである場合		
2020年1月31日以降の上訴	25	30
2020年1月31日までの上訴	30	35
税務当局が上訴/書簡/SLPを行っている場合、または納税者自身のケースにおいてITAT/HCが好意的な命令を下した場合、上記金額の50%を支払う。		



## 税務調査および控訴手続き

- 再調査手続きにおける通知発行のタイムラインが合理化

課税を免れた所得 (₹)		FROM	TO
		END OF RELEVANT AY	
事前調査	<5百万	再調査開始まで	3年
	>5百万		5年
再調査	<5百万	3年	3年3ヶ月
	>5百万	10年	5年3ヶ月

- 遅延を容認する CBDT の命令に従って申告書が提出された場合、当該申告書が提出された年度の終わりから 12 カ月以内に調査が終了する。
- CIT(A)により事件が破棄された場合、CIT(A)により命令が下された年度の終わりから12ヶ月以内に調査が終了する。
- ブロック調査／調査手続きの場合、調査は、復活月の末日またはブロック調査で指定された期間のいずれか遅い方から1年以内に終了する。

## ペナルティおよび訴追

- 駐在員事務所による所定の年次活動報告書の提出遅延は、1日の不履行につき1,000ルピー、最高 10万ルピーの罰金を科す。
- 不正確な情報や財務取引明細書の提出漏れがあった場合、5万ルピーの罰金が科される。
- インドの一般居住者による 200 万ルピー以下の海外動産資産の非開示は、ブラックマネー法の罰則の対象とはならない。

## 税制優遇措置 - 国際金融サービスセンター

- IFSCのユニットに適用される税制優遇措置。
  - 個人向けファンドおよび上場投資信託の特定収益
  - IFSCに所在する公認清算法人が設立する中核的決済保証基金の特定所得
  - 金融会社に対する支払利息の許容に関する過小資本規制の緩和
- ベンチャー・キャピタル・ファンドは規制事業体であり、債権者の立場で資金源を確定する義務はない。

## その他

- 電子商取引事業者に対する2%の均等割課税という形のデジタルサービス税は撤回された。
- 証券取引税 (STT) はオプションの売却に対して現行の0.0625%から0.1%へ、証券先物の売却に対して0.0125%から0.02%へ強化された。
- インドを最終的に出国する際に税務清算証明書 (Tax Clearance Certificate - TCC) を取得する一方で、納税者は、ブラックマネー法に基づき発生する可能性のある債務を免除するための手配もしなければならない。



# 間接税

## 関税

関税と農業基盤整備促進税 (AIDC) の税率構造の再調整。

### ハイライト

- 改訂
  - ▶ 新しい貿易協定に合わせるため、「原産地証明書」の代わりに自己証明書に基づいて特惠税率を申請することができる。
  - ▶ 政府は、倉庫内で許可されない特定の製造およびその他の業務を指定する。
  - ▶ 間接税・関税中央委員会 (Central Board of Indirect Taxes and Customs、以下「CBIC」) は、輸出入業者に加え、その他の者に対しても貿易手続きを簡素化するための規則を通達する。
  - ▶ **修理・返品のために輸入された特定貨物の再輸出期間が6ヶ月から1年に延長された。この期間は、整備、修理、オーバーホール(「MRO」)作業のために輸入される航空機および船舶については、さらに1年間延長可能である。**
  - ▶ 保証付きで輸出された商品 (輸出促進スキームによるものを除く) の免税再輸入期間が3年から5年に延長された。
- 免除
  - ▶ 特定商品に対する関税免除の延長
  - ▶ 特定商品の場合、社会福祉サーチャージは免除される。
  - ▶ **GST補償セスは、SEZユニットまたはデベロッパーによる認可事業の輸入に対して免除される。これは2017年7月1日から適用される。**

### ▪ 特定産業のBCD率の変化

業種	税率(%)		
	From	↑↓	To
<b>養殖と海洋輸出</b>			
▶ エビ、魚の飼料	15	↓	5
<b>重要鉱物</b>			
▶ 天然黒鉛、石英(天然砂以外)、珪岩	5	↓	2.5
▶ 特定天然砂、アルカリ・アルカリ土類金属、レアアース等	5	↓	0
<b>繊維・皮革セクター</b>			
▶ スパンデックス系の製造に使用されるメチレンジフェニルジイソシアネート(MDI)	7.5	↓	5
▶ 輸出用の繊維・皮革衣料品、履物、その他の皮革製品の製造用のウェット・ホワイト、クラスト、完成皮革	10	↓	0
▶ 輸出用の織物または革製衣服の製造に使用されるダックまたはグースからのリアルダウン充填材	30	↓	10
<b>癌治療薬</b>			
▶ 特定抗がん剤	10	↓	0
<b>貴金属</b>			
▶ 金・銀地金、貴金属コイン	15	↓	6
<b>医療機器</b>			
▶ 整形外科用インプラントおよびその他の人工身体部品の製造に使用される特定材料	該当する場合	↓	0
▶ X線管とフラットパネル検出器	15	↓	5/7.5/10
<b>情報電子部門</b>			
▶ 携帯電話、充電器/アダプター	20	↓	15
▶ 特定電気通信機器のPCBA	10	↑	15

業種	税率 (%)		
	From	↑↓	To
<b>再生可能エネルギーセクター</b>			
▶ 太陽電池または太陽電池モジュールの製造に使用される特定資本財および当該資本財の製造用部品	7.5	↓	0
▶ 太陽電池または太陽電池モジュール製造用ソーラーガラス	0	↑	10
▶ 太陽電池または太陽電池モジュール製造用錫メッキ銅配線	0	↑	5

## 物品税

- 2017年6月30日現在在庫のある物品については、2017年7月1日以降の当該物品の供給時にGST補償セスを支払うことを条件に、クリーン環境セスが免除される。
- メガパワープロジェクト証明書の最終提出期間が120ヶ月から156ヶ月に延長された。

## 物品・サービス税

- 改訂
  - ▶ **2020年3月31日までの期間に関連する納税要求に対し、利子とペナルティを免除するアムネ스티条項が導入された。**
  - ▶ 召喚状が発付された者に代わって出頭することを許可された正式な代理人。
  - ▶ リバースチャージ方式の場合の供給時期は、受取人による自己請求書の作成に基づく。
  - ▶ 不正行為、故意の虚偽記載、事実の隠蔽に関わる要求に対して納付された税金に関する仕入税額控除 (ITC) は、2024-25年度から認められる。

- ▶ **未納税、納付不足税、誤って還付された税、ITCが誤って利用された場合などに関する要求と回収の規定の合理化。**

- ▶ 控訴機関に控訴を提出する前に、預託すべき税額の上限を減額する。
- ▶ 電子商取引業者に関する罰則規定は、源泉徴収義務者に限定されている。
- ▶ 政府は以下の権限を有する：
  - ・ 関係当局に反利益供与の申請を提出できない期日を通知する。
  - ・ GSTAT の Principal Bench でのみ審理される事件または事件の種類を通知する。
  - ・ 一般的な慣行に基づく不徴収または徴収不足の場合は、GSTを回収しない。

### 遡及修正

- ▶ **2021年11月30日までに提出された申告書において請求する場合、2017-18年度から2020-21年度までのITCの請求が認められる。**
- ▶ ITCの請求は、登録が取り消され、その後取り消された場合でも、請求が提出されれば認められる：

- ・ 当該ITCが適用される年度の翌年11月30日まで 又は
- ・ 失効命令から30日以内、いずれか遅い方

### 免除および除外

- ▶ 人間が消費するアルコール飲料の製造に使用される未変性の超中性アルコールまたは精製酒は、GSTの対象外となる。
- ▶ GSTの下では供給とみなされない活動：
  - ・ 共同保険契約における共同保険料の配分。
  - ・ 保険者が再保険者に支払う再保険料から、出再手数料が差し引かれる業務。



# 商業および貿易

## 雇用および技能向上

- 雇用主および被雇用者は、最初の4年間に拠出したEPFO拠出金に対し、あらかじめ決められた料率で直接奨励金を得る。
- 従業員が1人増えるごとに、政府は雇用主に対し、EPFO拠出金に対して最大2年間、月額3,000ルピー（36米ドル）まで払い戻す。**
- 改革されたモデル・スキル・ローン・スキームの下で、政府出資の基金が最高75万ルピー（9,036米ドル）までの融資を保証する。

## 包括的開発と社会正義

- 農業および関連部門には1兆5,200億ドル（183億1,000万米ドル）の予算が計上されている。
- 2,600億ルピー（31億3,000万米ドル）がインド東部諸州の道路接続プロジェクトに割り当てられた。**
- 2,140億ルピー（25億8,000万米ドル）をかけて実施される電力プロジェクトで、ピルパインティに2,400MWの発電所を新設する。
- 銀行サービスの利便性を高めるため、India Post Payment Bankは北東部に100以上の支店を開設する予定である。
- 2兆6,600億ルピー（320億4,000万米ドル）の予算が農村部のインフラ整備と開発のために確保された。

## 製造およびサービス

- MSMEが売上債権を現金化することで運転資金を確保できるようにするため、TReDSのバイヤーのオンボーディングに必要な売上高が50億ルピー（6,024万米ドル）から25億ルピー（3,012万米ドル）に引き下げられた。

- 政府は民間セクターと協力し、都市計画スキームの改善を通じて、100都市に設備の整った「プラグ・アンド・プレイ」の工業団地を建設する。
- 国家産業回廊開発プログラムの一環として、12の工業団地が承認される。
- 有限責任事業組合（LLP）の自主廃業について、廃業までの時間を短縮するため、企業早期廃業処理センター（C-PACE）のサービスを拡大する。

## インフラ

- 電力貯蔵のための揚水発電プロジェクトを支援し、再生可能エネルギーのシームレスな統合を可能にする政策が発表される。
- 11兆1,100億ルピー（1,338億7,000万米ドル）が資本支出に充てられ、これはGDPの3.4%に相当する。**
- 1兆5,000億ルピー（180億7,000万米ドル）が、各州の資源配分を支援するための長期無利子融資として確保された。**
- 今後10年間で宇宙経済を5倍に拡大するという目標を達成するため、100億ルピー（1億2,048万米ドル）のベンチャー・キャピタル・ファンドを設立する。

## 財政管理

- 2024-25年度の歳入総額（借入金を除く）は32兆700億ルピー（3,863億9,000万米ドル）、歳出総額は48兆2,100億ルピー（5808億5,000万米ドル）と見積もられている。
- 2024-25年度の純受税額は25兆8,300億ルピー（3,112億米ドル）と見積もられている。

- 2024-25年度の財政赤字はGDPの4.9%と見積もられている。**
- 2024-25年度の日付入り有価証券によるグロスとネットの市場借入額は、それぞれ14兆100億ルピー（1,687億9000万米ドル）と11兆6,300億ルピー（1,401億2,000万米ドル）と見積もられている。



# 影響

## 資本市場

ボンベイ証券取引所（‘SENSEX’）は、73.04ポイント下落し、0.09%安の80,429で取引を終えた。ナショナル証券取引所（‘NIFTY’）は、30.20ポイント下落し、0.12%安の24,479で終えた。SENSEXは、取引中に最高80,766、最低79,224を記録し、NIFTYは最高24,582、最低24,074を記録した。

## 重要なセクター

### 農業

農業研究のための資金の増強と包括的な見直しは、生産性の向上と気候変動に強い作物品種の開発を促進し、長期的な持続可能性と食料安全保障を確保することが期待されている。自然農法の推進とバイオインプット資源センターの設立に向けた取り組みは、化学薬品への依存を減らし、土壌の健康を改善し、農家の収入を向上させるだろう。豆類および油糧種子の生産およびマーケティングの強化は、自給自足の達成、輸入依存の軽減、および価格の安定化を目指している。

### 雇用および技能向上

雇用連動型インセンティブは、正式な雇用を促進し、新規雇用者が労働力に統合されるのを助長する。これにより、特に若者の間で失業率が低下し、雇用の質が向上する可能性がある。産業訓練機関のアップグレードや新しいスキルプログラムの導入は、労働力のスキルギャップに対処し、若者の就職可能性を高め、産業の競争力を向上させることで、生産性と革新性の向上に繋がる。

### 中小零細企業 (MSMEs)

Credit 信用保証、改善された信用評価モデル、中小零細企業 (MSMEs) に対する障壁の削減は、資金へのアクセスを容易にし、成長を促進する。これにより、MSMEsは技術に投資し、グローバルなサプライチェーンに統合することが可能だ。輸出ハブの設立は、MSMEsが国際市場に参入するのを支援し、輸出と外貨収入を増加させることができる。これにより、『メイク・イン・インド』イニシアティブを支援するとともに、地元の職人技の振興や起業精神の育成も促進される。

### インフラ

インフラへの持続的な投資は、建設、製造、サービス部門の成長を刺激し、経済に乗数効果をもたらす。これにより、接続性が向上し、物流コストが削減され、全体的な経済効率が向上する。農村部の接続性の改善は、農村地域の住民に市場、医療、教育へのより良いアクセスを提供し、地域の均衡の取れた発展に寄与する。

### 都市開発

より良い計画とインフラを通じて都市を成長拠点として発展させることは、投資を引き付け、都市の混雑を緩和し、生活の質を向上させる。これにより、より持続可能な都市化と経済の多様化が進むだろう。都市の住宅需要に対応することで、スラムを減少させ、生活環境を改善し、不動産および建設セクターを活性化させることができる。手頃な価格の住宅イニシアティブは、都市の貧困層の住宅所有率と経済的安定性の向上にもつながる。

### エネルギー

屋上ソーラー設置の推進は、化石燃料への依存を減らし、家庭の電気料金を下げ、インドの再生可能エネルギー目標に貢献する。また、再生可能エネルギー分野での雇用創出にもつながる。高度超臨界技術の開発は、火力発電所の効率を向上させ、排出量と運用コストを削減する。これにより、クリーンエネルギーの生産とエネルギーセキュリティが支援される。

### 金融セクター

納税者サービスのデジタル化と訴訟の削減は、ビジネスのしやすさを改善し、コンプライアンスを向上させ、税基盤を拡大する。これにより、収入の増加と公共サービスの改善が期待される。統一されたキャピタルゲイン税の引き上げは、頻繁な取引を抑制し、長期投資を促進し、市場の変動を安定させる可能性がある。金融機関は、新しい税制に合わせて投資商品やアドバイザリーサービスを再設計する必要があるかもしれない。この新しい税制では、投資家がポートフォリオを長期的に有利な税扱いを受ける資産にシフトする可能性がある。



# 直近の改正事項

## 会社法

- 2023年4月1日から、監査証跡要件はセクション8会社や外国法人を含むすべての種類の会社に適用される。
- 非公開会社は株式の電子化を発行し、促進しなければならない。国際証券識別番号 (ISIN) の取得と、コンプライアンス後のすべての取引を電子化された形で行うための期限が設定されている。**
- インド企業の株式をGIFT-IFSCに所在する国際取引所で直接上場することが許可された。
- LLPのパートナーの実質的利益の報告と維持に関する新しい要件。**
- 社会保障法2020の下で1995年の従業員年金制度の条項が有効となった。
- 会社が年次総会や臨時総会をビデオ会議やその他の音声・映像手段で開催することを2024年9月30日まで延長。

## 宇宙産業の自由化

- 外国直接投資 (FDI) に関する重要な改正が行われた：
  - ▶ **衛星、地上セグメント、およびユーザーセグメントのためのコンポーネントやシステム/サブシステムの製造には、100%のFDIが自動承認ルートで許可されている。**
  - ▶ 衛星の製造および運用、衛星データ製品、地上セグメント、ユーザーセグメントには、最大74%のFDIが自動承認ルートで許可されている。74%を超える場合、これらの活動には政府の承認が必要。
  - ▶ 発射機および関連するシステム/サブシステム、宇宙港の設立には、最大49%のFDIが自動承認ルートで許可されている。49%を超える場合、これらの活動には政府の承認が必要だ。

## 直接税

- 雇用者は、従業員が特に指示しない限り、新しい税制をデフォルトオプションとして扱う必要がある。
- インドの非居住法人は、PANなしでOTP認証を使用し、e-filingポータルへの登録が可能となった。これにより、PANを取得する必要がなく、条約の恩恵を受けるための他の要件を満たしている場合に、電子的にフォーム10Fを提出できるようになる。
- CBDT (中央税務委員会) は、安全港ルールを改訂し、グループ内ローンの定義を拡大した。新しい定義では、関連企業へのローンが含まれ、ローンがインドルピーで調達されるという条件が削除された。**

## 間接税

- 電子請求書制度の適用対象となる閾値が1億ルピーから5千万ルピーに引き下げられた。
- CSR (企業の社会的責任) 関連の商品のサービスについては、仕入税額控除が利用不可。**

## データ保護

- 個人データの処理と個人のプライバシー権の保護を規制するために、デジタル個人データ保護法 (2023年) が制定された：
  - ▶ 適用範囲は、インドの個人データを扱う国内および外国の法人に拡大された。
  - ▶ データ処理には個人からの明示的な同意が必要であり、その同意を撤回する権利も内包されている。
  - ▶ 金融情報、健康情報、バイOMETリック情報などの敏感データには、追加の保護と厳格な実施が求められる。

- ▶ コンプライアンスを監視し、苦情を処理するためにデータ保護委員会が設立される。
- ▶ コンプライアンス違反に対しては、重大な罰則が課される。
- ▶ 国境を越えたデータ転送に関するガイドラインが導入された。

## その他

- 自動車および自動車部品産業向けの生産連動型インセンティブ (PLI) 制度の期間が1年間延長され、2023-24年度から始まる5年間の連続的な期間が対象となる。
- 新しいグリーンフィールドEV製造施設を設立する自動車メーカーに対して、電気自動車製造のための制度 (SMEC) が承認され、輸入関税の軽減が提供される。**
- 欧州自由貿易連合 (EFTA) との間で貿易および経済パートナーシップ協定が署名され、今後15年間でインドに1,000億米ドルの投資を行うことが約束された。



## 外国貿易

(April 2024-April 2025)

インドとの主要貿易相手国				
S. No.	主要輸出先	シェア (%)	主要輸入先	シェア (%)
1	米国	18.88	中国	14.03
2	UAE	7.65	ロシア	10.68
3	オランダ	7.02	UAE	7.37
4	イギリス	3.59	米国	6.02
5	シンガポール	3.45	イラク	5.35
6	中国	3.41	サウジアラビア	4.82
7	サウジアラビア	2.77	インドネシア	3.69
8	フランス	2.26	スイス	3.21
9	ドイツ	2.19	大韓民国	2.89
10	マレーシア	2.12	シンガポール	2.76

## 外国直接投資

(US\$ 百万)

FDI 株式流入額 (上位10ヶ国)						
順位	国	2021-22 (Apr - Mar)	2022-23 (Apr - Mar)	2023-24 (Apr - Mar)	累計流入額 (2000年4月 - 2024年3月)	総流入量に対する割合
1	モーリシャス	9,392	6,134	7,970	171,847	25
2	シンガポール	15,878	17,203	11,774	159,943	24
3	米国	10,549	6,044	4,998	65,194	10
4	オランダ	4,620	6,044	4,924	48,683	7
5	日本	1,494	1,798	3,177	41,918	6
6	イギリス	1,657	1,738	1,216	35,091	5
7	UAE	1,032	3,353	2,924	18,502	3
8	ケイマン諸島	3,818	772	342	15,266	2
9	ドイツ	728	547	505	14,643	2
10	キプロス	233	1,277	806	13,450	2

## FDIのセクター別構成

(Apr'23 - Mar'24) (US\$ 百万)



# 経済指標

## ‘GDP’

2023-24年度のGDP成長率は8.2%と見込まれており、2022-23年度の7%と比較して上昇傾向にある。

GDP全体の成長率(%)



FY 2022-23年度の数字は、初回修正推計値。  
FY 2023-24年度の数字は、暫定推計値

## 物価上昇

2022-23年度の消費者物価指数(CPI)に基づくヘッドラインインフレーションは、6.7%から2023-24年度には5.4%に減少した。

小売のインフレ率(%)

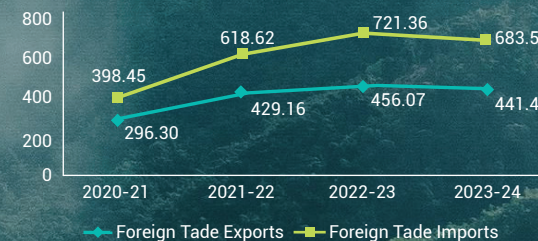


FY 2023-24の数値は2023年4月から2024年3月の期間。

## 外国貿易

2023-24年度の輸出額は4,414.8億ドルで、前年と比べてわずかに3.2%減少した。2023-24年度の輸入額は6,835.5億ドルで、前年と比べて5.24%の減少となった。

輸出および輸入(US\$ billion)

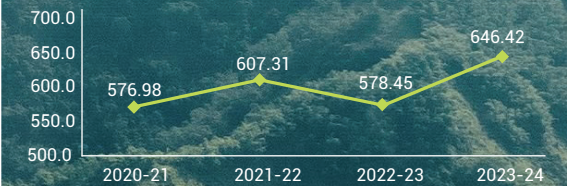


FY 2023-24の数値は概算見積り。

## 外貨準備高

外貨準備高は前年度と比較して2024年3月時点で680億米ドル増加した。インドの外貨準備高は依然として6464億米ドルと安定している。

外貨準備高(US\$ billion)



FY 2023-24の数値は2024年3月末の数値。

## インフラ

### 主要産業

2024年4月から2025年5月の間の石炭生産は、前年同期比で8.9%増加。天然ガス、石油精製製品、鉄鋼、電力の生産は増加しましたが、セメントと肥料の生産は減少。

主要産業の成長率(%)

SECTOR	2021-22	2022-23	2023-24*	4月-5月	
				2023-24	2024-25*
石炭	8.5	14.8	11.8	8.2	8.9
原油	-2.6	-1.7	0.6	-2.7	0.2
天然ガス	19.2	1.6	6.1	-1.6	8.0
石油精製品	8.9	4.8	3.6	0.7	2.2
肥料	0.7	11.3	3.7	15.7	-1.2
鉄鋼	16.9	9.3	12.4	14.2	8.2
セメント	20.8	8.7	8.9	14.1	-0.6
電力	8	8.9	7.1	-0.1	11.6
総合指数	<b>10.4</b>	<b>7.8</b>	<b>7.6</b>	<b>4.9</b>	<b>6.5</b>

\*数値はFY 2023-24、2024年4月～2025年5月は暫定値

### 電力

総発電量は、2023年4月から2024年3月の期間に前年同期（2022年4月から2023年3月）の7.02%の増加を記録。再生可能エネルギー源（RES、または小水力発電を含む）からの発電量は10.86%増加。

(billion. units)

電力の供給元	4月-3月		
	2022-23	2023-24	成長率 %
火力発電	1206.15	1326.09	9.94
原子力発電	45.83	47.88	4.48
水力発電	162.05	133.97	-17.33
再生可能エネルギー	203.37	225.46	10.86
ブータンからの輸入	6.76	4.71	-30.39
総発電量	<b>1624.16</b>	<b>1738.10</b>	<b>7.02</b>

### 通信

全体の電話普及率（人口100人あたりの電話数）は、2014年3月の75.2%から2024年3月には85.7%に増加した。2024年3月時点での無線電話接続数は1億1650万件。インターネット加入者数は、2014年3月の2億5100万人から2024年3月には9億5400万人に急増し、そのうち9億1400万人が無線電話を通じてインターネットにアクセスしている。インターネットの普及率も、データコストの大幅な低下により、2024年3月には68.2%に増加。インドのモバイルブロードバンド速度における国際的なランキングは、2022年の118位から2024年3月には15位に改善された。

### 鉄道

インド鉄道（IR）は、68,584キロメートルの路線と125万人の従業員を有し、単一管理下での世界で第4位のネットワークを誇る。資本支出は2023-24年度に2.62兆ルピー（315.7億ドル）に増加し、過去5年間で77%の増加を記録した。IRは2023-24年度に、機関車と貨車の両方で過去最高の生産を達成。2023-24年度のIR発の旅客輸送量は67.3億人で、前年と比べて約5.2%増加した。IRは2023-24年度に1.59億トンの収益を生む貨物を輸送し、前年と比べて5.3%の増加を見せた。鉄道の貨物積載量は、2019-20年度から2023-24年度までの間に年平均成長率（CAGR）が7.1%に達した。

### 道路

政府および民間部門による資本投資は、2014-15年度のGDPの0.4%から2023-24年度には約1.0%に増加し、約3.01兆ルピー（362.7億ドル）に達した。民間部門は好ましい政策環境を活用し、2023-24年度に過去最高の民間投資を引き寄せた。政府はまた、2023-24年度に過去最高の資産売却収入4031.4億ルピー（48.6億ドル）を達成。国道の開発においては、大きな進展があり、2013-14年度から2023-24年度にかけて1.6倍に増加しました。国道の建設ペースは、2013-14年度の1日あたり11.7キロメートルから、2023-24年度には1日あたり34キロメートルに3倍増加した。

# 2024-2025年度の主要な申告の締切日

(規制当局の通知によって日付が改定される場合がある)

## 税務

事項	申告期限
法人税申告	10/31・11/30
税務調査	9/30・10/31
移転価格	10/31
TDS申告(源泉税)	四半期
個人所得税	7/31
GST 申告	
- 売上高 > ₹50 百万ルピー	毎月
- 売上高 ≤ ₹50 百万ルピー	四半期/毎月
GST 年次申告(GSTR-9)	
- 売上高 > ₹20百万ルピー	毎年
GST調整計算書および経営陣による自己証 自己証明書(GSTR-9C)	
- 売上高 > ₹50百万ルピー	毎年

## コンプライアンス

事項	申告期限
TDS納付	毎月7日まで
GST納付	
- 売上高 > `50百万ルピー	毎月20日まで
- 売上高 ≤ `50 百万ルピー	毎月20日、22日、24日/四半期*

\*州により異なる

## 会社法

事項	申告期限
取締役会	年4回(前取締役より120以内)
年次株主総会('AGM')(財務諸表採択)	会計年度終了より6ヶ月以内
ROC年次報告書	AGMより60日以内
ROC年次会計報告	AGMより30日以内

# About us

A full service Accounting & Consulting Firm

## SERVICES

- Accounting and Business Support
- Assurance
- Business Advisory
- Digital Automation and Transformation
- Risk Advisory
- Taxation
- Transaction Advisory

PRESENTLY POSITIONED IN THE

TOP 10 ACCOUNTING & CONSULTING FIRMS

Well structured teams with domain specialization are guided by leaders who possess expertise and experience and are present PAN India to ensure excellent client service.



**70** Partners/  
Directors

**6000+**  
Clients

**1000+**  
In-house  
Professionals

## GLOBAL PRESENCE



**43,000**  
Staff



**658**  
Offices



**141**  
Territories

**National Affiliates** : Bhubaneswar, Chandigarh, Pune and Vishakhapatnam

### New Delhi

Aurobindo Tower  
81/1 Third Floor Adchini  
Aurobindo Marg  
New Delhi 110 017 INDIA  
T +91 11 4100 9999

Sunil Arora  
sunil.arora@asa.in

### Ahmedabad

306-B, Pinnacle Business Centre  
Corporate Road, Prahlad Nagar  
Ahmedabad 380 015 INDIA  
T +91 79 4891 5409

Himanshu Srivastava  
himanshu.srivastava@asa.in

### Bengaluru

53/B, LOLS Citadel Level 2 & 3  
1st Main Road, 3rd Phase  
Sarakki Industrial Layout, J P Nagar  
Bengaluru 560 078 INDIA  
T +91 80 4907 9600

D. Ramprasad  
ramprasad.d@asa.in

### Chennai

Unit No. 709 & 710  
7th Floor 'BETA Wing'  
Raheja Towers, New Number - 177  
Anna Salai, Chennai 600 002 INDIA  
T +91 44 4904 8200

DK Giridharan  
dk.giri@asa.in

### Gurgaon

Times Square Fourth Floor  
Block B, Sushant Lok 1  
Gurgaon 122 002 INDIA  
T +91 124 4333 100

Sundeep Gupta  
sundeep.gupta@asa.in

### Hyderabad

Vasavi's MPM Grand, 11th Floor  
Unit No 1204, Yella Reddy Guda  
Road, Ameerpet, Hyderabad  
Telangana 500 073 INDIA  
T +91 40 2776 0423

Ramakrishna V  
ramakrishna.v@asa.in

### Kochi

Pioneer Tower  
207-208 Second Floor  
Marine Drive  
Kochi 682 031 INDIA  
T +91 484 410 9999

P N Ramachandra Kamath  
pnr.kamath@asa.in

### Mumbai

Lotus Corporate Park G-1801  
CTS No.185/A, Graham Firth  
Compound, Western Express  
Highway, Goregaon (East)  
Mumbai 400 063 INDIA  
T +91 22 4921 4000

Bhushan Sharma  
bhushan.sharma@asa.in